

< 入札・契約制度運用の一部見直しについて >

本市では、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのシワ寄せ、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的として、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」の運用の一部を見直しいたしました。

見直しの内容

現行の「低入札調査基準価格」及び「最低制限価格」の調査基準価格の算出基準等を下記のとおり変更いたします。

【調査基準価格の算出基準】

改正後	現行
「直接工事費の95%」	「直接工事費の95%」
「共通仮設費の90%」	「共通仮設費の90%」
「現場管理費の <u>80%</u> 」	「現場管理費の <u>70%</u> 」
「一般管理費の30%」	「一般管理費の30%」
調査基準価格は ~ の合計額	調査基準価格は ~ の合計額

適用時期

平成23年 8月29日以降、公告する建設工事に適用いたします。